令和８年度
糸満市放課後児童クラブ運営事業者（兼城小学校区）
公募型プロポーザル募集要項

令和８年 11 月
糸満市こども未来課

１．趣旨

本要項は、令和９年４月１日より、新たに本市にて民間施設を用いて、児童福祉法第６条の３第２項及び糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）に基づいた放課後児童健全育成事業を実施する最適な運営事業者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

２．本募集における放課後児童クラブ整備の流れ

（１）応募者は、応募要件を満たし、必要書類を揃えて応募する。

（２）市（または事業者選定委員会）において、書類審査、プレゼンテーションによる審査を行い、運営事業者を選定する。

（３）本募集において選定された運営事業者は、本要項の設置場所の基準に沿った場所及び基準条例の設備基準に沿った施設、配置基準を満たす数の職員を確保し、令和９年４月１日に事業を開始しなければならない。また、児童募集の時期が１２月を予定していることから、市と迅速な調整が必要となる。

（４）募集する事業の実施場所については、応募者自ら不動産を確保するものとする。

３．募集対象地区

放課後児童クラブを運営する校区は、下記のとおりとする。

※「支援単位」とは、児童の集団の規模のこと。1支援単位、おおよそ４０名とする。

また、募集校区の通学範囲については別紙「通学区域」の通りとする。事業者は通学範囲内において放課後児童クラブを運営すること。

校区	支援単位	備考
①兼城小学校区	1	兼城小学校の児童の受け入れを可能とする。

４．応募資格要件

応募者は、次に掲げる事項を全て満たす法人(社会福祉法人、特定非営利活動法人または株式会社等)とする。

①運営実績に関する要件

校区	応募資格要件
兼城小学校区	応募日時点において、児童福祉法第６条の３第２項及び糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく放課後児童健全育成事業の運営実績を１年以上有する者。 ※類似事業(保育所や児童館等)の運営実績は認めない。 運営実績は、市町村へ放課後児童健全育成事業の開始届を提出してから通算１年以上経過した場合を対象とする。

②放課後児童健全育成事業を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望を有しているものかつ事業を開始するまでに必要な教材や消耗品等を購入する資金を有しており、毎年度の運営費に関し、糸満市より放課後児童健全育成事業補助金の交付を受けるまでに必要な資金調達が可能であること。

③放課後児童健全育成事業を実施するために必要な資格者を確保し、職員の配置基準を満たすことができること。

④放課後児童健全育成事業に必要な物件を確保した上で、令和 8 年度中に放課後児童クラブを整備し、令和９年４月１日に確実に開所できること。

⑤既に糸満市で放課後児童健全育成事業を実施している場合、現在運営している児童クラブは引き続き運営すること。
※現在の運営場所を閉所して、新しい場所で児童クラブを運営することは不可とする。

⑥政治または宗教を目的としている者でないこと。

⑦法人等が地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、本市の一般競争入札の参加を制限されていないこと。

⑧応募者及び団体等を構成する者並びに本事業に従事する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑨国税及び地方税を滞納していないこと。

⑩法人等が破産、会社更生、民事再生等に関する法律の手続について、申立てがなされていないこと。

⑪2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。)。

５． 運営条件

運営条件については、「糸満市放課後児童クラブ運営仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照すること。

６． 設置場所の基準

①運営場所については、募集校区内(「(別紙)通学区域」に記載の番地)に設置し、できるだけ学校からの距離が近いことが望ましい。

②児童が過ごす場所として、周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。

③近隣住民と良好な関係が築けること。

④災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。

７． 開所準備経費等及び運営の補助金

（１）開所準備経費等

賃借物件等により事業所の改修等に要する費用については、国、県の補助金実施要綱に基づき、１，０００，０００円を上限に市より補助する（申請時の額を上限とする)。

支払い時期については、協議の上決定する。

※開所準備経費等については、国・県の補助金を活用するため、当該補助金の交付　決定が受けられない場合は補助を中止することがある。

（２）運営費

運営開始後の運営費は「糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき事業を実施していると市長が認める場合に「糸満市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付する。支払い時期については、年２～４回概算払いを行い、実績報告に基づき精算を行う。

８．　応募申請手続き及び事前相談

（１）参加申込書の提出

①提出期限：公告の日から令和８年 11 月 10 日（火）（土日祝日及び閉庁日を除く。）
午前９時から午後４時まで(但し、正午から午後１時を除く。)

②提出様式：参加申込書(様式第１号)

③提出方法：持参にて提出。
※郵送、電子メール等による提出は不可。

④提出先　：糸満市こども未来部こども未来課　（市役所２階）

（３）質問事項の受付及び回答

①受付期間：公告の日から令和８年 11 月６日（金）午後４時まで

②提出様式：質問書（様式第７号）

③提出方法：電子メール
※件名を「【〇〇法人】放課後児童クラブ公募質問書」とすること。

④提出先：糸満市こども未来部こども未来課　kodomoseisaku@city.itoman.lg.jp

⑤回答　　：令和８年 11 月９日（月）までに市のホームページに掲載する予定。

（４）企画提案書受付期間

①受付期間：公告の日から令和８年 11 月 16 日（月）（土日祝日及び閉庁日を除く。）
午前９時から午後４時まで(但し、正午から午後１時を除く。)
※企画提案書提出後は、受付期間内であっても差し替えを認めません。

②提出書類：以下の資料を提出してください。
※提出書類については順番通りに綴ってください。
※各項目が見やすいようにインデックスを貼り付けてください。

ア　事業者概要書(様式第２号)

イ　事業概要書（様式第３号）

ウ　事象計画書(様式第４号)

※「事業計画書(様式第　4　号)_記載要領」を確認し、各項目を記載してください。

エ　職員配置計画書(様式 4-2 号)

オ　令和９年度～令和 11 年度(3 か年分)における各年度の収支予算書(様式第５号)

※内容が重なる場合は、令和〇年度～〇年度と記載し、各年度を一つの様式にまとめることができるものとします。

カ　定款の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあっては会則等の写し）
前事業年度における貸借対照表及び申請時における財産目録

キ 役員の構成・氏名・生年月日の一覧（任意様式）

ク ◎法人の場合

国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県民税（法人事業税及び法人都道府県民税）、市民税（法人市民税及び法人固定資産税）に未納の税額がないことの証明書（直近年度分）

◎その他の団体の場合

当該団体の代表者の所得税及び市県民税並びに固定資産税の未納の税額がないことの証明書（直近年度分）

ケ 現に行っている業務の概要を記載したもの（法人等の組織図や設立趣旨、業務内容などが分かる書類）やパンフレットなど

コ 法人等の決算関係書類（令和 7 年度以前 3 か年分）

サ 法人等の予算関係書類（令和 8 年度）

シ 事業実績一覧（様式第 6 号）

※事業実績のある開所届の写しを添付してください。

③提出方法：下記提出先まで持参。

※郵送、電子メール等による提出は不可。

④提出先　：糸満市こども未来部こども未来課　（市役所２階）

⑤提出部数：計 8 部（正本１部、副本 7 部（複写可））

ア　ファイリングし、提出書類毎にインデックスを付けること。

イ　書類の規格は、日本工業規格 A4 判とし、A3 判を使用する場合は三つ折りにし、サイズを統一すること。

※提出された書類は、理由の如何に問わず返却しない。

※必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

（５）一次審査（書類審査）結果通知及び二次審査（プレゼンテーション）の案内

①通知日　：令和 8 年 11 月 19 日(木)までに通知予定

②通知方法：電子メール

９．　審査・選定

「糸満市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会」を開催し、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション審査）による提案内容の審査・評価を行い、優先交渉権者を選考する。３者以上応募がある場合には、一次審査を通過したものが二次審査に進めることとする。一次審査の結果についてはメールで通知し、一次審査通過者には、二次審査であるプレゼンテーションの日時等を案内する。

（１）審査方法

① 一次審査（書類審査）

提出された書類をもとに、提出資格の有無及び審査評価項目(事業実績、有資格者数、対象校からの距離、建物確保状況、財務状況等)を評価し、３者程度を一次審査通過者とする。

※既に建物を確保済みの場合は、現地調査(建物内部)を行うことを想定しており、調査の際は、申請責任者の対応をお願いします。なお、調査日は、指定した日を連絡します。

② 二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答による審査）

一次審査の評価に加え、プレゼンテーションによる事業計画内容を、審査評価項目より総合的に評価し、各選定委員の評価の合計を選定委員会評価とする。

（２）審査評価項目

●一次審査(書類審査)　(25 点)

選定基準項目		配点
放課後児童健全育成事業沖縄県内実績	沖縄県内での放課後健全育成事業の実績を評価する。	5
有資格者数	放課後児童支援員等の配置人数を評価する。	5
学童クラブへのアクセス	対象学校と施設(建物)の距離を評価する。	5
施設の確保状況	応募時点での施設の確保状況を評価する。	5
財務状況	法人や団体の財務状況を評価する。	5

●二次審査(プレゼンテーション)　(85 点)

選定基準項目		配点
申請団体の経営方針等に関する事項（5）	運営事業者として応募した理由	5
施設の経営方針に関する事項（25）	確保予定施設に対する考え方及び将来展望	5
	利用者への対応等サービス向上に関する計画	10
	施設の利用の向上に関する計画	5
	管理経費に関する計画	5
職員の配置や勤務に関する事項（10）	職員の配置、業務分担	5
	職員の勤務時間、勤務体制	5

情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項（5）	情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	5
緊急時における対策に関する事項（5）	緊急時における対策に関する事項	5
その他（35）	市民の平等な利用の確保	5
	学校、家庭、地域との連携について	10
	児童の意見反映	5
	児童に対する関わり方、育成支援のあり方について	5
	苦情や要望等への対応	5
	入所希望者の選定について	5

（３） 候補者の決定について

①プレゼンテーションは、各委員が応募者ごとに採点を行い、得点が高い順に順位を付け、その順位を応募者の順位点とします（１位＝１点、２位＝２点、３位　＝３点...）。順位点の合計が少ない応募者から順に優先交渉権者としての順位を決定します。順位の合計が同点の場合は委員が１位を最も多く付けた応募者を優先交渉権者とし、１位が同数の場合は、２位以降について同様の判断を繰り返すこととします。なお、総合点が６割に満たない場合の応募者は選定対象になりません。

②選定委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じません。

③選定委員会により選定した優先交渉権者が辞退した場合、又は、市との協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できることとします。

④応募者が１者のみであっても、選定委員会の求める水準(総合点の６割)に満たない場合は選定しません。

（４）プレゼンテーションの実施について

①プレゼンテーション時間は、質疑応答を含め、１応募者３５分とする。

［提案内容説明２０分・質疑１５分］

ただし、応募数によっては時間を変更する場合がある。

※プレゼンテーションの出席者は３名までとする。

※プレゼンテーション当日は、本業務に携わる責任者が必ず出席すること。

②プレゼンテーションは事業計画書（様式第４号）に沿って説明を行うこと。
提出された事業計画書の内容以外の内容は評価の対象としない。
また、プレゼンテーションは、提出書類のみで行うこととし、資料の修正・追加は認めない。
※パワーポイント等は使用不可。

（５）選定結果の通知

選定結果は、文書にて審査対象となった全応募者へ通知するとともに、市のホームページへの掲載を予定しています。なお、審査結果の経緯及び審査内容に関する問い合わせには一切応じません。

10. スケジュール

	項　目	時　期
1	募集要項の公表	令和8年11月2日（月）開始
2	参加申込書の提出(様式第1号)	令和8年11月10日（火）午後４時まで
3	質問書の受付期間（様式第８号）	令和8年11月6日（金）午後４時まで
4	質問書の回答	令和８年 11 月 9 日（月）までに市の HP に掲載予定
5	企画提案書の提出（各種様式）	令和8年11月16日（月）午後４時まで
6	一次審査(書類審査)の結果	令和８年 11 月 19 日(木)までに通知予定
7	二次審査(プレゼンテーション) ※開始時間については、応募者数によって変更する場合がございます。	令和8年11月27日(金)　午後2時以降
8	選定結果	令和8年11月30日(月)までに通知予定

11. 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

①応募資格を満たしていない場合
②提出書類に虚偽または重大な不備があった場合
③選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
④その他法令違反があり、不適当と認められた場合

12.　その他

（１）本件応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

（２）本件の参加において、２者以上の業者で構成される事業体での参加は受け付けない。

（３）申請書類は、糸満市情報公開条例（平成１５年糸満市条例第１号）における公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合がある。ただし、法人等の正当な利益を害する恐れのあるものは公開の対象とならない。

（４）開所準備経費等に関する補助金については、国県の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は事業を中止する場合がある。

（５）本事業の選定に関して、申請者が糸満市放課後児童クラブ運営事業者選定委員やその他の本募集関係者と、直接・間接を問わず接触することを禁ずる。

（６）本募集要項に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後内容を優先して適用するものとする。

（７）選定に関する審査内容及び経過等については非公開とする。

13.　担当部署（お問合せ・受付）

《糸満市こども未来部　こども未来課》　担当：照喜名

所在地：〒901-0392　沖縄県糸満市潮崎町１丁目１番地

TEL　　:098-840-8191

Ｅメール：kodomoseisaku@city.itoman.lg.jp